

海・浜のルールのパブリックコメントに寄せられた意見・提案等の要旨と市の考え方

「反映区分」の内容は次のとおり：
 ルールに反映しました ルールに一部反映しました ルールに反映していませんが、ルールとなる前提として考慮しています ルールの趣旨と異なるためここでは反映しませんでした

検討項目：

整理番号	意見・提案要旨	反映区分	説明内容
1	浜辺では犬のリード付けて散歩して欲しい。		犬の散歩等にてリードをつけることは、神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例で既に定められているため、ルールにも盛り込みました。
2	飼い主のモラルの低さから犬の糞尿の処理をしない人が目立つ。浜辺に犬は入れないで欲しい。		逗子海岸は犬の散歩などでも多くの方に使用されておりますが、海岸は海岸法により、基本的に自由に利用できるため、浜辺のペットの散歩を禁止をすることは出来ません。 犬の散歩時の糞については、飼い主のモラルによるもののためルールにて糞を持ち帰ることを呼びかけます。しかし、尿については、犬の習性によるものため、特別な訓練を行わない限り矯正は難しく、ルールでは対象外としています。
3	犬の散歩による浜辺のオシッコ、糞を無くして欲しい。		
4	早朝と夕方の犬の散歩はしたい。		犬を入れることは海水浴場開設期間の午前9時から午後5時の間、海水浴場区域についてのみ制限させていただきます。 海水浴場開設期間外、海水浴場開設期間中の海水浴場区域外や海水浴場区域の午前9時から午後5時以外の時間は制限しておりません。 犬を入れることの制限は、海水浴場区域では海水浴客が多数利用しているため、犬を踏んだり、怪我をしたりとトラブルになりやすく、被害を未然に防ぐため必要と考えています。 また、犬の散歩区域の設置は海・浜のルールの作成と趣旨が違うため、ルールには盛り込んでいません。
5	浜辺の犬の散歩を禁止するならば、犬の散歩区域を作って欲しい。		
6	犬の散歩の行為全体の禁止でなく、やるべきでないことを明文化して散歩をさせて欲しい。		
7	「犬をしっかり管理してください」程度の言い方でいいのではないかと。		海岸での犬の散歩については、以前より一部にマナーが良くない例も見受けられることから、海岸の利用者内でトラブルとなっております。そのため、ルールでは犬のリード、糞の始末、海水浴場内へ犬を入れることについてのみルールに盛り込みました。
8	バーベキューは行為の禁止ではなくチェック、受付方式で行なって欲しい。		バーベキューにつきましては、行為を禁止するのではなく、焚き火を行わず、火、炭、ゴミの持ち帰りを利用者に行ってもらうことによりマナーの向上を図るようルールに盛り込みました。 ただし、海水浴場開設期間中の海水浴場区域内は多数の海水浴客が肌をあらわにし、裸足で利用していることから、火気の使用は危険性があるため、使用は制限していただき、海水浴場区域外の決められた場所で行うようルールに盛り込んでいます。
9	バーベキュー禁止に反対、ゴミの持ち帰りで了解して欲しい。		

整理番号	意見・提案要旨	反映区分	説明内容
10	バーベキュー禁止に反対、理由を明示してほしい。		バーベキューにつきましては、行為を禁止するのではなく、焚き火を行わず、火、炭、ゴミの持ち帰りを利用者に行ってもらうことによりマナーの向上を図るようルールに盛り込みました。 ただし、海水浴場開設期間中の海水浴場区域内は多数の海水浴客が肌をあらわにし、裸足で利用していることから、火気の使用は危険性があるため、使用は制限していただき、海水浴場区域外の決められた場所で行うようルールに盛り込んでいます。
11	バーベキュー禁止に反対、自己責任で行なうようにするべき。		
12	バーベキューの行為全体の禁止でなく、やるべきでないことを明文化してバーベキューをさせて欲しい。		
13	ゴミを持ち帰るならばゴミ箱の記述は要らないのではないか。		ゴミ箱の記述は削除し、「ゴミは必ず持ち帰りましょう」という文に変更いたしました。
14	水上バイク自体を禁止にして欲しい。		海岸は海岸法により、基本的に自由に利用できるため、水上バイクの乗り入れを禁止をすることは出来ません。 ただ、砂浜、沿岸は水上バイク以外の利用者も多いため、逗子海岸ではアイドリング走行で沖に出て利用してもらうよう出入港区域を設けることをルールに盛り込みました。
15	水上バイクの空ぶかし禁止して欲しい。		海岸は海岸法により、基本的に自由に利用できるため、危険行為にあたらぬ水上バイクの空ぶかしを禁止をすることは難しい状況です。 ただし、朝早い時間からの空ぶかしは騒音となり、近隣の住民生活を脅かすため、海水浴場の開場前の午前9時以前の空ぶかしと走行はやめるようルールに盛り込みました。 なお、法令禁止について、神奈川県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例では自動車、バイクについてのみであり、水上バイクについては禁止していません。
16	水上バイクの空ぶかしは法令で禁止のはず、9時以降の空ぶかしはOKなのか。		
17	水上バイクに「人が遊泳している場所には絶対近づいてはいけません。」の文言を追加してほしい。		「遊泳者には十分注意しましょう」というルールを新たに盛り込みました。 なお、ご指摘の件は水上バイクの免許を取得する際の遵守事項となっているもので、免許保持者には周知の事柄だと考えられるため、あえて、このルールではご指摘の文言を盛り込んでおりません。
18	車両は乗り入れ禁止にしてほしい。		海岸の使用は海岸法により、基本的に自由に利用できるため、車両の乗り入れを禁止をすることは難しい状況です。ただし、多数の人が利用している中で一般車両の乗り入れは危険性もあり、望ましいことではないため、乗り入れはやめるようルールに盛り込んでいます。
19	花火全体の禁止でなく禁止行為のルール(人に向けて花火をしない)で対応できないか。		花火については、花火全体の禁止をしておらず、午後10時から午前6時の間の大声で騒ぐことや音の出る花火や打ち上げ花火をしないことをルールに盛り込みました。これは深夜の花火や騒音によって近隣の住民生活を深刻に脅かしていることによります。
20	ウインドサーフィンは海水浴シーズンはもっと沖で行ってほしい		今回のルールで、海水浴場区域の周囲を徐行区域として盛り込んでおり、そのため、危険の防止目的は達成されていると考えられるため、ルールに盛り込みませんでした。

整理番号	意見・提案要旨	反映区分	説明内容
21	ウインドサーフィンは海水浴やサーフィンしているところから安全な距離を取ってください。		<p>「遊泳者には十分注意しましょう」というルールを新たに盛り込みました。</p> <p>なお、ご指摘の件はウインドサーフィンのルールで遵守事項となっているもので、ウインドサーフィンをしている方には周知の事柄だと考えられるため、あえて、このルールではご指摘の文言を盛り込んでおりません。</p>
22	ウインドサーフィンは遊泳者のいるすぐ脇でセールアップしないで下さい。		
23	ウインドサーフィンは無造作に置かれているのでボードとセールの置き場所を決めて欲しい		<p>ボードとセールの置き場所の指定は干満差など状況によって変化すること、砂浜に恒常的に置かれる場所となる恐れがあるため、一概に置き場所を決めるのは難しい状況にあります。そのため、「歩行者の邪魔にならないようにしましょう」という文言を盛り込みました。</p>
24	ウインドサーフィンを置かない場所が5mでは干満で変わる。もっといい表現をして欲しい。		
25	砂浜・海での騒音は禁止です。音楽など人の迷惑にならないようにしましょう。という内容を加えて欲しい。		<p>ルールには午後10時から午前6時の間に大声で騒ぐことをやめるよう盛り込みましたものの、海・浜のルールは一般の利用者を念頭においたものであり、趣旨が違いため、海の家 of the ルールブックでは規定しておりません。</p> <p>海を家のルールについては、海水浴設置者の逗子市と海岸管理者の神奈川県横須賀土木事務所、海の家を設置する逗子海岸営業協同組合の三者による逗子海水浴場運営方針・運営ルールブックを毎年作成しており、今年も内容を改定し、安全で快適な海水浴場となるよう努力してまいります。</p>
26	海の家関係者に対して規制を強化するべき。		